

# 事務局説明資料

---

2022年11月1日

中小企業庁 金融課

# 1. 前回の御指摘事項

## ○経営者保証解除に積極的な金融機関の取組

2. 信用補完制度を活用した経営者保証改革
3. 物価高克服・経済再生実現のための総合  
経済対策
4. 御議論いただきたい論点

# 経営者保証解除に係る地域金融機関の取組事例①

- 経営者保証解除に積極的な地域金融機関（地域銀行・信用金庫）の取組をヒアリングしたところ、経営陣等による方針打ち出しのほか、事業性評価の取組強化や稟議決裁等の工夫がみられる。

## <経営陣等の方針打ち出し>

- 経営者保証による債権回収額は僅かであり、**保証徴求の判断や回収に係るコストを、むしろ顧客とのリレーション強化に使う方が有用**との方針の下、原則、経営者保証の徴求を取り止めた。
- 経営陣の考え方を踏まえ、**審査部門主導で「不要な経営者保証は徴求しない」ことを原則とする融資フローを確立**。経営者保証を徴求せざるを得ない取引先に対しては、その理由を説明する方式を導入。
- **経営陣が経営者保証解除に積極的**で、関係部署に働きかけて、行内全体に解除する雰囲気醸成。

## <「事業性評価」の取組強化>

- 事業性評価によって**実態を把握している先については、経営者保証に頼る必要はない**。クレジットポリシーを改正し、原則、徴求しない方針に転換。その結果もあってか、以前よりも顧客から相談を受けやすい関係になったことを感じている。
- 経営者保証GLに基づくチェック項目に未達があっても、**事業性評価の結果、経営者の資質に問題なく、法人の成長可能性等が見込まれる場合は徴求しない**方針。
- 事業性評価や顧客のライフステージに合わせたソリューション提供に注力する中、**法人単体で債務償還力に問題ない先等は経営者保証を徴求しない**方針。

## <稟議決裁の工夫>

- かつて存在した経営者保証解除・免除の**事前の本部稟議ルールを取り止めた**。
- **経営者保証を徴求する場合のみ、本部稟議**となる取扱いに変更。
- 稟議の際、行内チェックリストの添付を必須としていたが、**徴求する場合のみ添付**する取扱いに変更。

## <組織内への浸透方法の工夫>

- 本部から通達、研修、説明会等の機会を捉え、**事業承継特別保証の活用を頻繁に促し、営業店長や渉外担当が常に意識して取り組むよう**にしている。
- 「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」を経営陣に毎月報告することで、現場に経営者保証解除に向けた考え方が定着。

## 経営者保証解除に係る地域金融機関の取組事例②

- 地域金融機関（地域銀行・信用金庫）の経営者保証解除に係る個別事例をみると、**経営者保証GLの3要件が未達でも伴走支援する中で経営者保証を解除**しているケースや、**スタートアップでも事業に対する取組姿勢を評価して無担保無保証でプロパー融資を実行**したケースがみられた。

### 経営者保証の解除事例

- コロナによる主要取引先の生産停止等の影響から**足もとの業績は赤字**で、**経営者保証GLの3要件も未達**。しかし、新規取引先を複数獲得した上に、受注量増大にも対応可能な体制を構築するとともに、現場の効率化も継続。事業再構築補助金による新たな事業展開にも積極的に取り組む中で、**伴走支援をするメイン行として、経営者保証を徴求しない**ことを決定。
- 親族外である役員への事業承継（従業員承継）に際して、新旧経営者ともに経営者保証の負担を重く捉えており、メイン行である当行や事業承継・引継ぎ支援センターに相談。当行から要件を満たしている**事業承継特別保証制度の活用を提案**し、真水を含む借り換えを実現するとともに、経営者保証を解除した。
- 営業店・本部で債務者との関係構築を行い、業況のモニタリングを継続的に行うなど伴走支援を実施。債務者の実態把握を進め、**債務償還能力に問題のないレベルにまで改善**したこともあり、**経営者保証GLの3要件を充足**。限定根保証の保証期限が到来したタイミングで経営者保証を解除した。
- 中小企業の経営支援を手掛けるスタートアップ企業に対して、**経営者の事業に対する取組姿勢などを評価**し、地元の中小企業買収資金を含めたプロパー融資を無担保無保証で実行した。

# 1. 前回の御指摘事項

- 経営者保証解除に積極的な金融機関の取組

## 2. 信用補完制度を活用した経営者保証改革

# 3. 物価高克服・経済再生実現のための総合 経済対策

# 4. 御議論いただきたい論点



# 信用保険制度では、経営者保証の要否について定めがないケースが多い

- 信用保険制度には、担保・保証人の扱いや資金使途に応じた保険種が存在。
- 信用保険制度として経営者保証の徴求を禁止している保険種は特別小口保険のみであり、多くの保険制度では、**経営者保証の要否は信用保証制度における運用となっている。**

信用保険制度の保険種<sup>(\*)</sup>

保険種	担保・保証人の扱い	付保限度額	てん補率	保険料（年）
普通保険	法律上の定めなし	2億円	70%	0.25%～1.69%
無担保保険	<u>保証人の保証を除き</u> 、担保の徴求不可。	8,000万円	80%	0.25%～1.69%
特別小口保険	<u>保証人の保証も含め</u> 担保の徴求不可。	2,000万円	80%	0.40%
流動資産担保保険	流動資産（売掛金債権・棚卸資産等）のみ担保徴求可。 ただし、法人の場合は法人代表者である保証人の保証も徴求可能。	2億円	80%	0.46%
公害防止保険	法律上の定めなし	5,000万円	80%	0.97%
エネルギー対策保険	法律上の定めなし	2億円	80%	0.97%
海外投資関係保険	法律上の定めなし	2億円	80%	0.97%
新事業開拓保険	法律上の定めなし	2億円	80%	0.97%
事業再生保険	法律上の定めなし	2億円	80%	1.69%

(\*) 中小企業信用保険法で措置されている11種類の保険種のうち、金融機関からの借入に対する債務の保証を対象としている保険種を抜粋。

(出所) 日本政策金融公庫HPより作成。

# 信用保証制度では、経営者保証ガイドラインを参考に基準を作成

- 信用保証制度では、**経営者保証GLの要件を参考に、経営者保証を非徴求とできる取扱いを整理**。
- 経営者保証GLの3要件で判断する類型（金融機関連携型）、財務状況のみで判断する類型（財務型）等が存在。このうち、**民間金融機関と連携して経営者保証を不要とする金融機関連携型の活用が中心**。

（\*）ただし、基準に該当する場合であっても、経営者保証を非徴求とするか否かは事業者・申込金融機関が最終判断。

## 信用保証協会の「経営者保証を不要とする取扱い」の主な類型

	法人・個人の資産分離	財務基盤の強化	経営の透明性確保
<b>金融機関連携型</b> （*1）	①法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている（*2） ②法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていない（*2）	①直近の決算期において債務超過ではない ②直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない	①適時適切に財務情報等が提供されている（*2）
<b>財務型</b> （*3）	— （要件なし）	①自己資本比率20%以上or純資産倍率が2.0倍以上 ②ICR2.0倍以上or使用総資本事業利益率10%以上	— （要件なし）

財務要件に特化する代わりに、求める水準を高く設定。

（\*1）上記要件の他、申込金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資があることが必要。（\*2）申込金融機関が判断する項目。

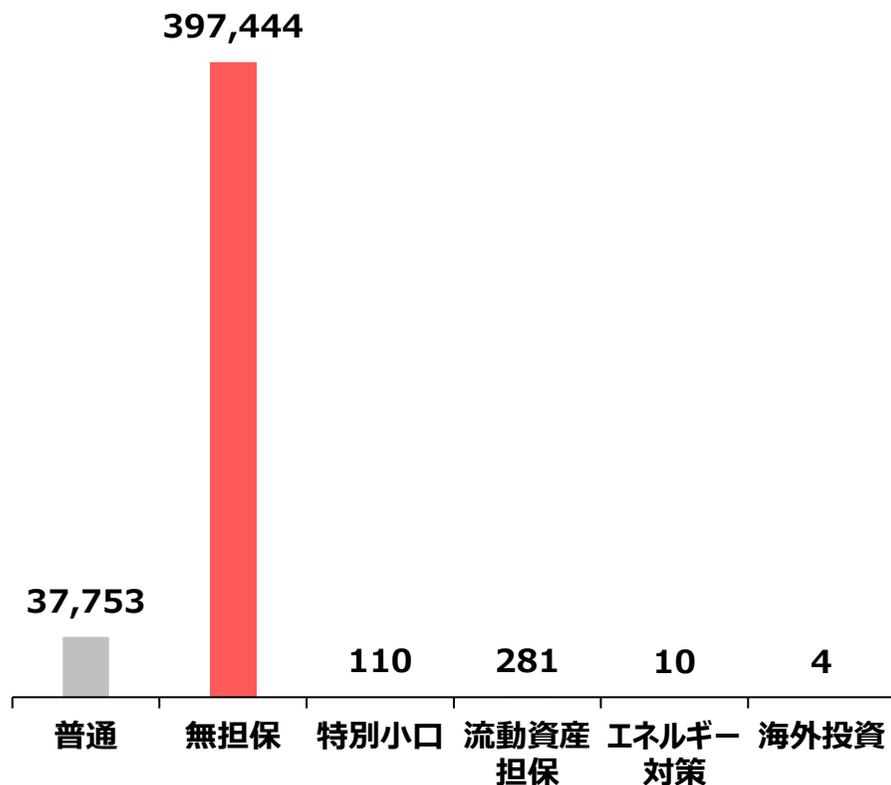
（\*3）純資産額が0.5億円～3億円未満の場合の基準。この他、純資産額が3億円～5億円未満、5億円以上の場合の基準も存在（数値基準の水準が変動）。

（\*4）コロナ禍に実施した民間ゼロゼロ、伴走支援型特別保証においては、法人と経営者の資産分離と資産超過の2点を満たせば、保証料を0.2%上乘せすることで経営者保証を解除可能する別制度を措置（ただし、信用保証協会に0.2%分の補助を行い、事業者の実質負担をゼロ）。

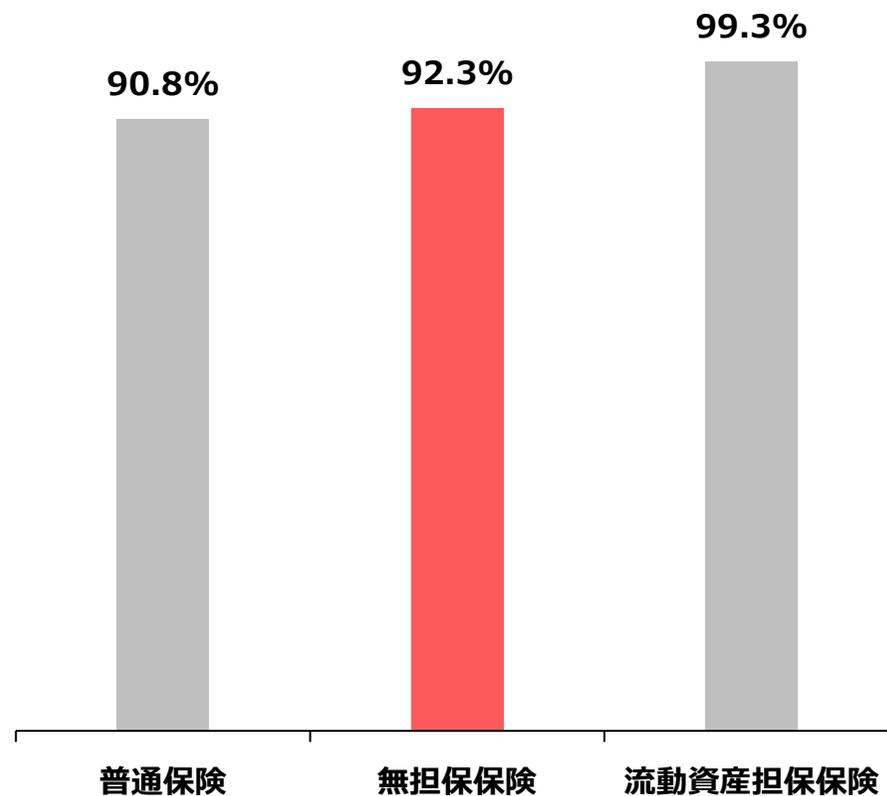
# こうした運用の結果、経営者保証の徴求割合が高い保険制度も存在

- 信用保険のうち、**無担保保険の利用が大半**。経営者保証を徴求しない**特別小口保険**の利用は**少ない**。また、経営者保証の**徴求割合は、流動資産担保保険はほぼ100%**。無担保保険も**9割超**。

信用保険制度の引受件数（法人,2021年度,件）



保険種別の経営者保証徴求状況（法人,2021年度）



(\*）左図は、2021年度に利用のなかった保険、借入に対する保険ではない特定社債保険は割愛。右図は、利用件数が10件以下の保険は割愛。  
(出所) 日本政策金融公庫提供データより作成。

# 今後の検討の方向性（案）

- 経営者保証GLでは、**停止条件又は解除条件付保証契約**（\*）、**流動資産担保融資**（ABL）、**金利の一定の上乗せ**等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ることを債権者に求めている。
- 事業者が経営者保証の提供有無を選択できる環境を整備するため、**信用補完制度**においても、このような**経営者保証の機能を代替する融資手法を整備**し、その活用を促していくべきではないか。

## 「経営者保証に関するガイドライン」（抄）

### 4. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

#### （2）対象債権者における対応

**対象債権者は、停止条件又は解除条件付保証契約、ABL、金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ることとする。**

また、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、**上記のような代替的な融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で、検討**する。

- イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ロ) 法人と経営者との間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ハ) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- 二) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ホ) 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

（\*）停止条件付保証契約：主たる債務者が特約条項（コベナンツ）に抵触しない限り保証債務の効力が発生しない保証契約。

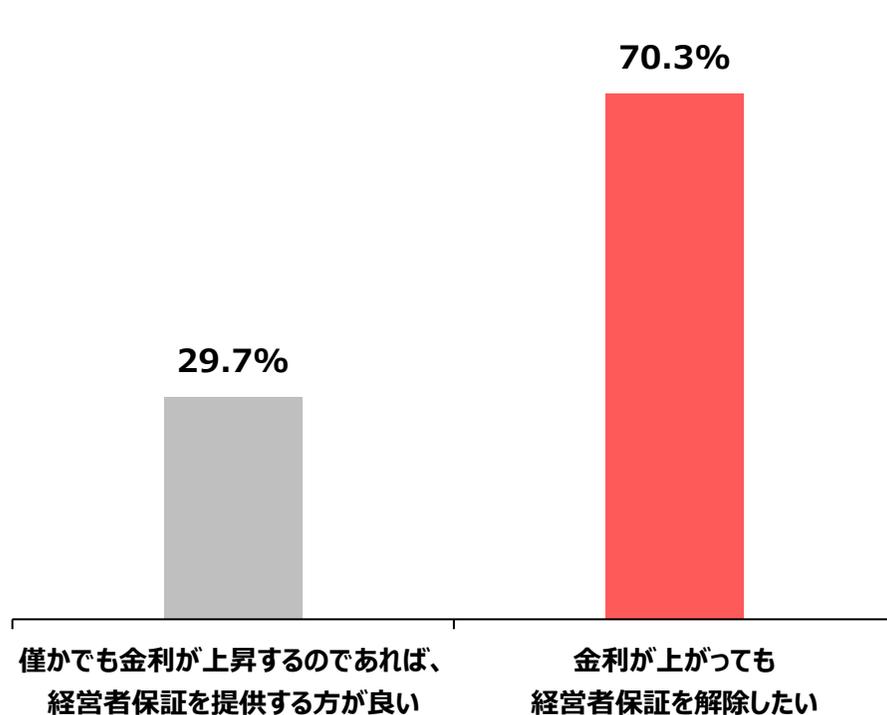
解除条件付保証契約：主たる債務者が特約条項（コベナンツ）を充足する場合は、保証債務が効力を失う保証契約。

（出所）経営者保証に関するガイドライン研究会「経営者保証に関するガイドライン」（2013年12月）より作成。

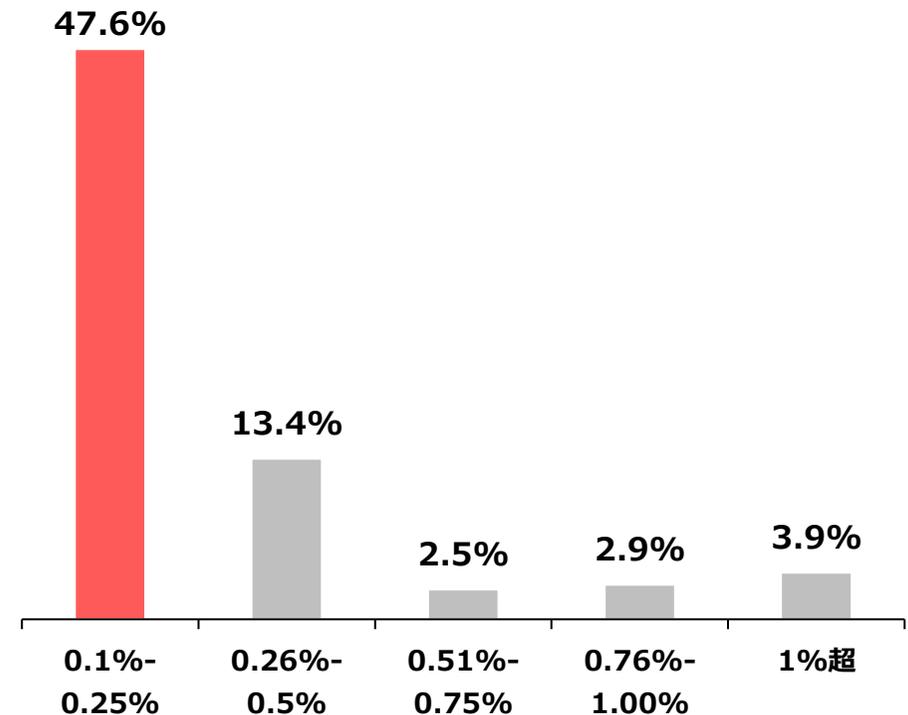
# 7割の事業者は金利が上がっても経営者保証を解除することを希望

- 金利が上昇しても経営者保証を外したい事業者が**7割**。また、経営者保証の解除のために許容できる金利の引上げ幅として「**0.1%-0.25%**」との回答が**47.6%**。
- こうした状況を踏まえ、**信用補完制度では、保証料率の上乗せという代替的な手法を活用することで経営者保証を解除できる制度を整備してはどうか。**

金利上昇と経営者保証の提供意向の関係



経営者保証を解除するために許容できる金利上昇幅



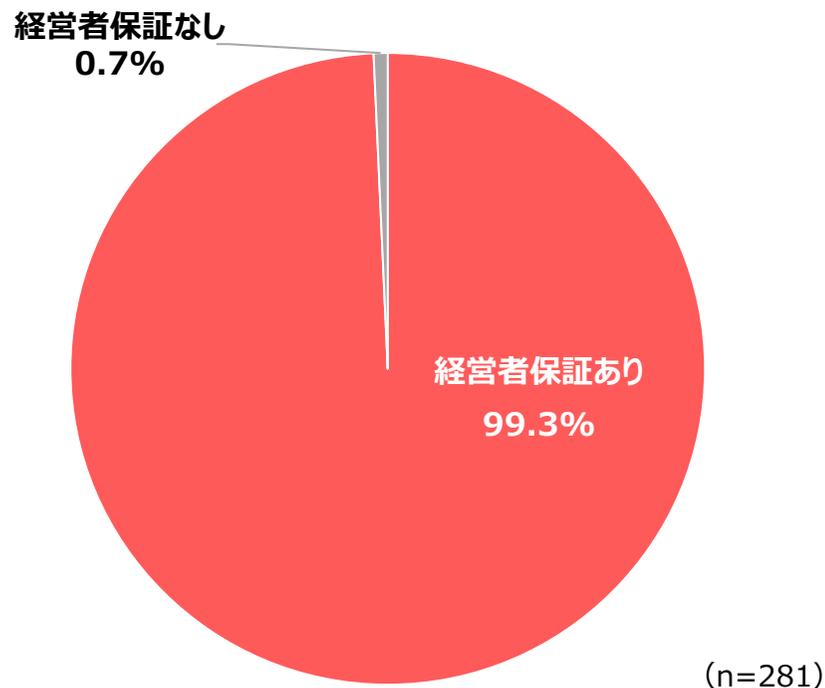
(\*1) n=10,058。 (\*2) 右図：残りの29.7%の者は「僅かでも金利が上昇するのであれば、経営者保証を提供する方が良い」と回答。

(出所) 金融庁「企業アンケート調査の結果」(2022年6月30日)より作成。

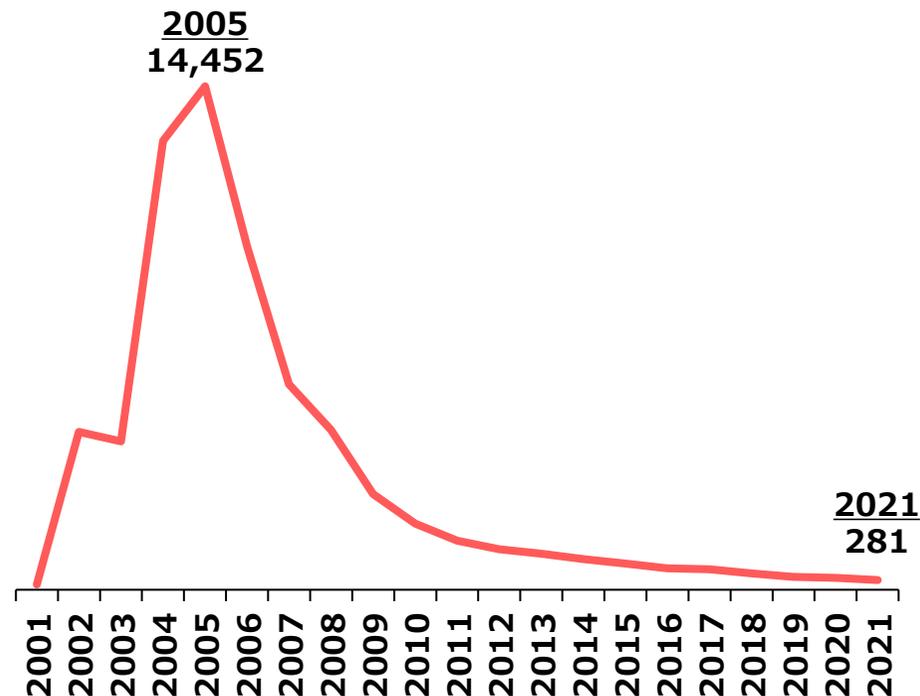
# 流動資産を担保とする保険ではほぼすべての案件で経営者保証を徴求

- 流動資産を担保とする融資については、既に**流動資産担保保険**が存在。しかし、事業者が法人の場合、必要に応じて経営者保証を徴求することが認められており、**99.3%の案件で経営者保証を徴求**。
- また、**流動資産担保保険** (\*1) の利用件数は減少傾向にあり、2021年度は**281件**。  
(\*1) 2001年に創設された売掛金債権担保保険が前身。2007年に流動資産担保保険に改組。

流動資産担保保険の経営者保証徴求状況 (法人,2021年度)



流動資産担保保険の利用件数 (\*3) (法人,年度,件)



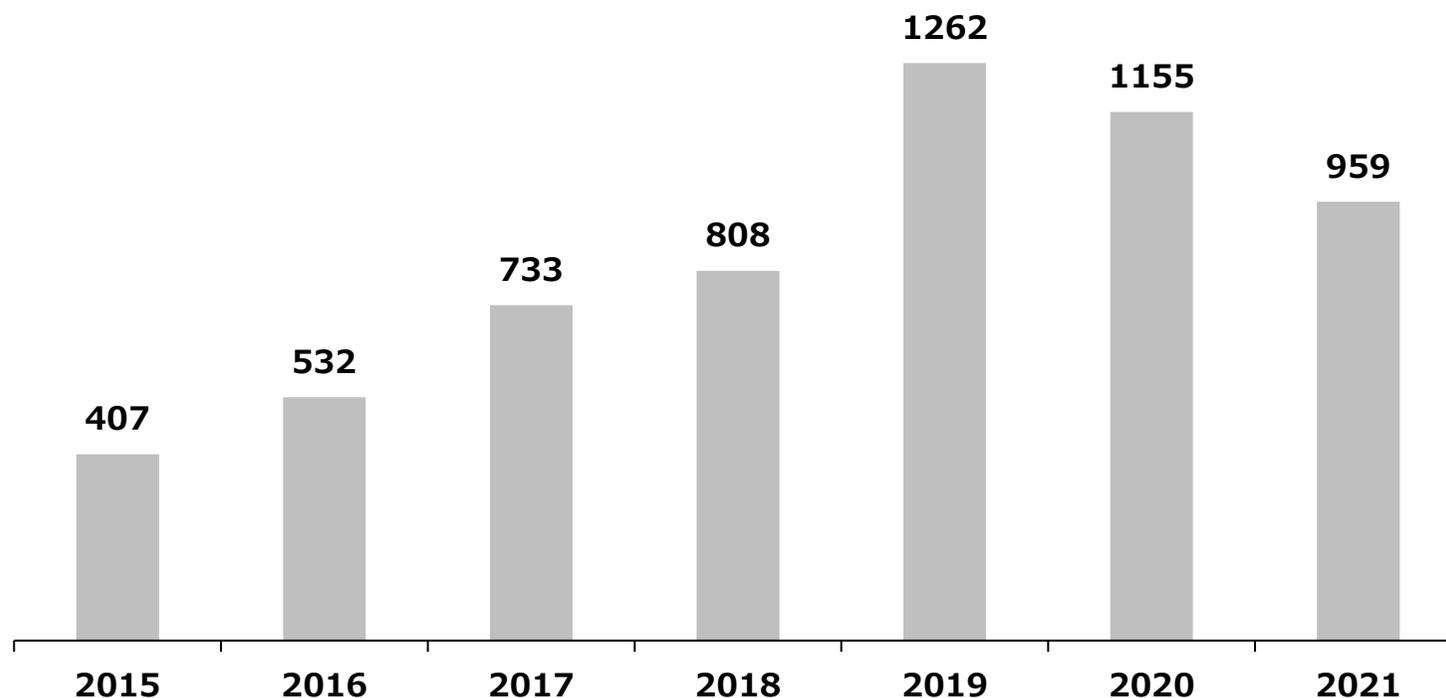
(\*3) 2001年に創設された売掛金債権担保保険が前身。2007年に流動資産担保保険に改組。利用件数は、2001年度から2007年8月3日までは売掛金債権担保保険の実績、2007年8月4以降は流動資産担保保険の実績。また、2001年度の数値は、売掛金債権担保保険が創設された2001年12月17日以降の実績。

(出所) 日本政策金融公庫提供データより作成。

# 民間金融機関におけるABL等の代替的手法の活用は増加傾向

- 民間金融機関において、流動資産を担保とする**ABL**や**停止条件・解除条件付保証契約**といった**代替的な手法を用いて経営者保証を徴求しなかった件数**は年々**増加傾向**（\*）。  
（\*）2020年度以降は減少傾向にあるが、これは経営者保証を求めない要件を緩和した民間ゼロゼロ融資の影響がある可能性。
- こうした民間金融機関の取組状況も踏まえ、**信用補完制度においても、経営者保証の機能を代替する手法として流動資産担保保険の活用を促していくべきではないか。**

民間金融機関における経営者保証の代替的手法（\*1）の活用件数（年度,件）（\*2）



（\*1）代替的手法とは、ABL、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約。

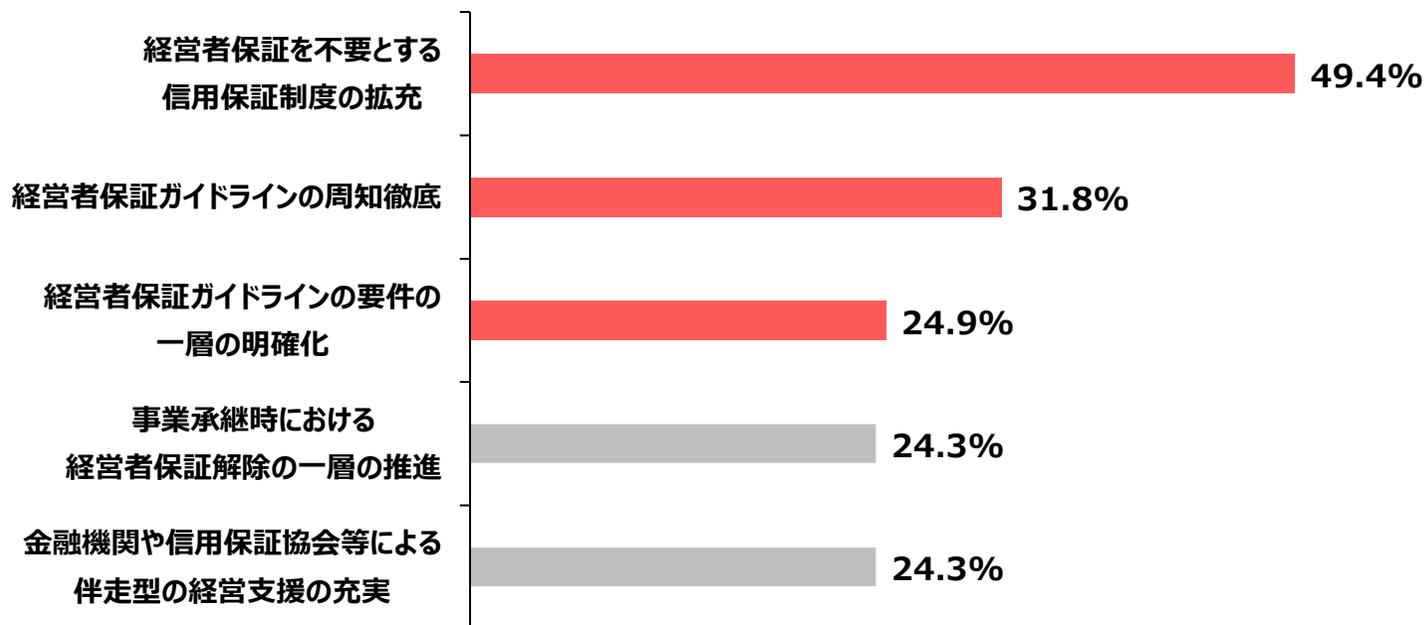
（\*2）ガイドライン策定から2015年3月と2015年4月以降で集計基準が変わっており、活用件数を比較することは困難であるため、2015年度以降で比較。

（出所）金融庁「民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績」より作成（※2022年10月時点にHPで公表されている数値）。

# 経営者保証を不要とする信用保証制度の拡充を求める事業者が半数

- 信用保証制度を利用している事業者に対する調査では、経営者保証を不要とする又は解除することの推進にあたり期待すること、必要と思うこととして「**経営者保証を不要とする信用保証制度の拡充**」が**49.4%**。
- また、「経営者保証ガイドラインの周知徹底」（31.8%）、「経営者保証ガイドラインの要件の一層の明確化」（24.9%）の回答も多く、**経営者保証ガイドラインの更なる活用促進も期待**されている。

経営者保証の解除を推進するにあたり、期待すること・必要と思うこと（複数回答,上位5項目）



(\*1) n=3,998。グラフは上位5項目の抜粋であり、上記回答以外に「経営者保証ガイドラインの要件等を満たしていくための支援体制の整備」と回答した者が12.2%、「経営者保証コーディネーターによる支援の拡充」と回答した者が5.8%、「その他」と回答した者が0.6%、「特になし」と回答した者が19.5%。

(\*2) 本調査は、9地域（北海道、宮城、東京、愛知、石川、大阪、広島、香川、福岡）の信用保証協会利用先16,000企業を対象として2022年9月中旬に実施。調査全体の有効回答企業数は4,344企業であり、回答企業の約81%が従業員20人以下の小規模企業。

(出所) 日本政策金融公庫「第214回信用保証利用企業動向調査結果の概要」（2022年10月27日）より作成。

# 1. 前回の御指摘事項

- 経営者保証解除に積極的な金融機関の取組

# 2. 信用補完制度を活用した経営者保証改革

# 3. 物価高克服・経済再生実現のための総合 経済対策

# 4. 御議論いただきたい論点

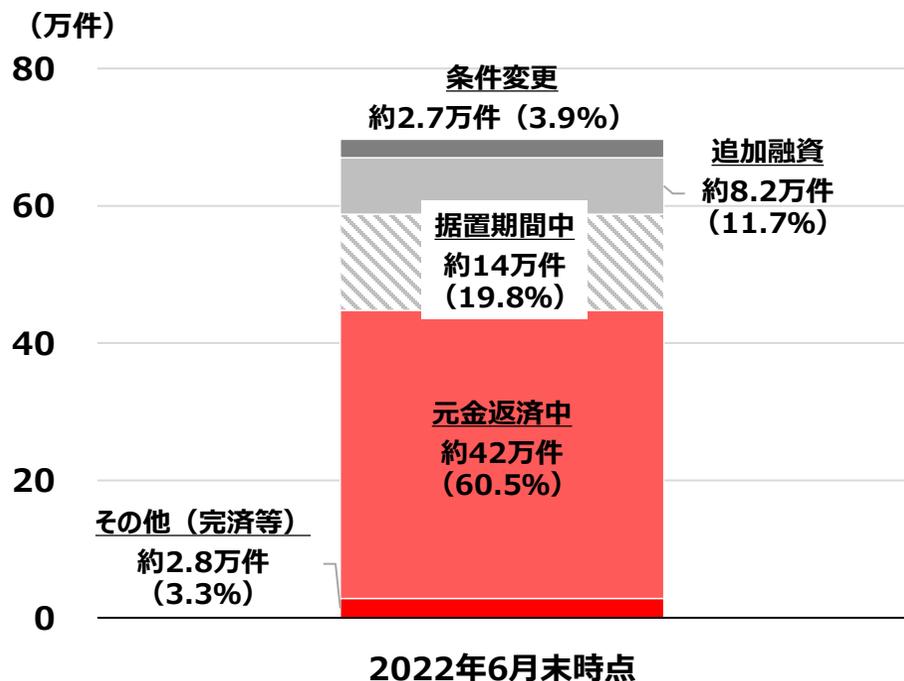
# 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 (2022年10月28日閣議決定)

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある事業者への資金繰りを支援する。あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業・小規模事業者の収益力改善・債務減免を含めた事業再生・再チャレンジを支援することで、過剰債務を克服し、未来につなげるべく、**信用保証制度において、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する制度を創設**するとともに、資本性資金（劣後ローン）への転換による資金繰り円滑化等を図る。**事業再生については、知見・ノウハウの集約・展開を図るとともに、地域交通等への重点的な支援を行う。個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を年内にとりまとめる。**

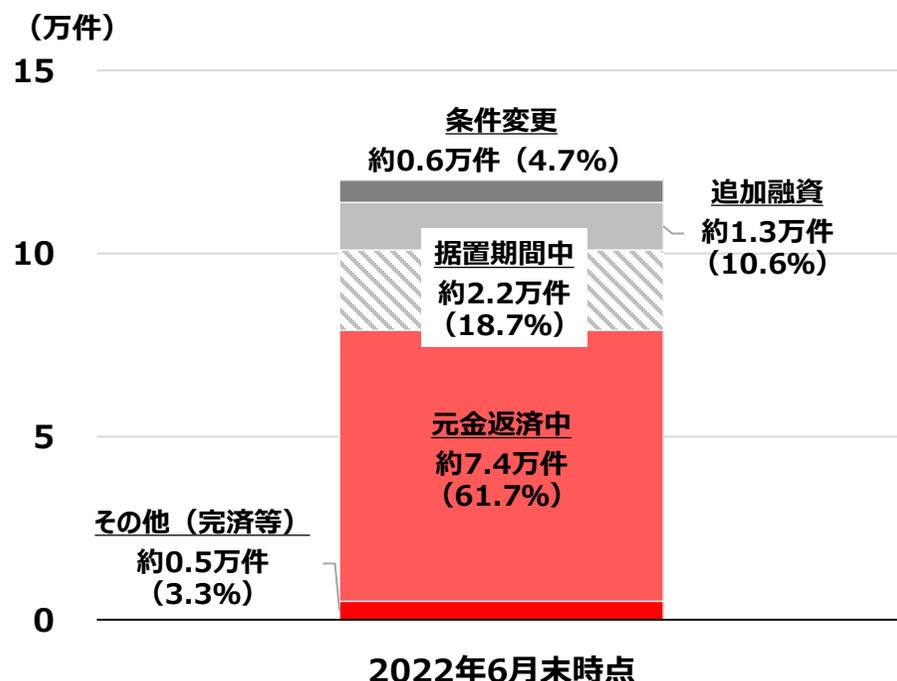
# 日本公庫（国民事業）のコロナ融資の返済状況

- 2021年3月までに日本公庫（国民事業）よりコロナ融資を利用した者のその後をみても、2022年6月末時点で**6割近くが元金返済中**。飲食業においても、同様。

日本公庫（国民事業）のコロナ融資の返済状況（全業種）



日本公庫（国民事業）のコロナ融資の返済状況（飲食業）



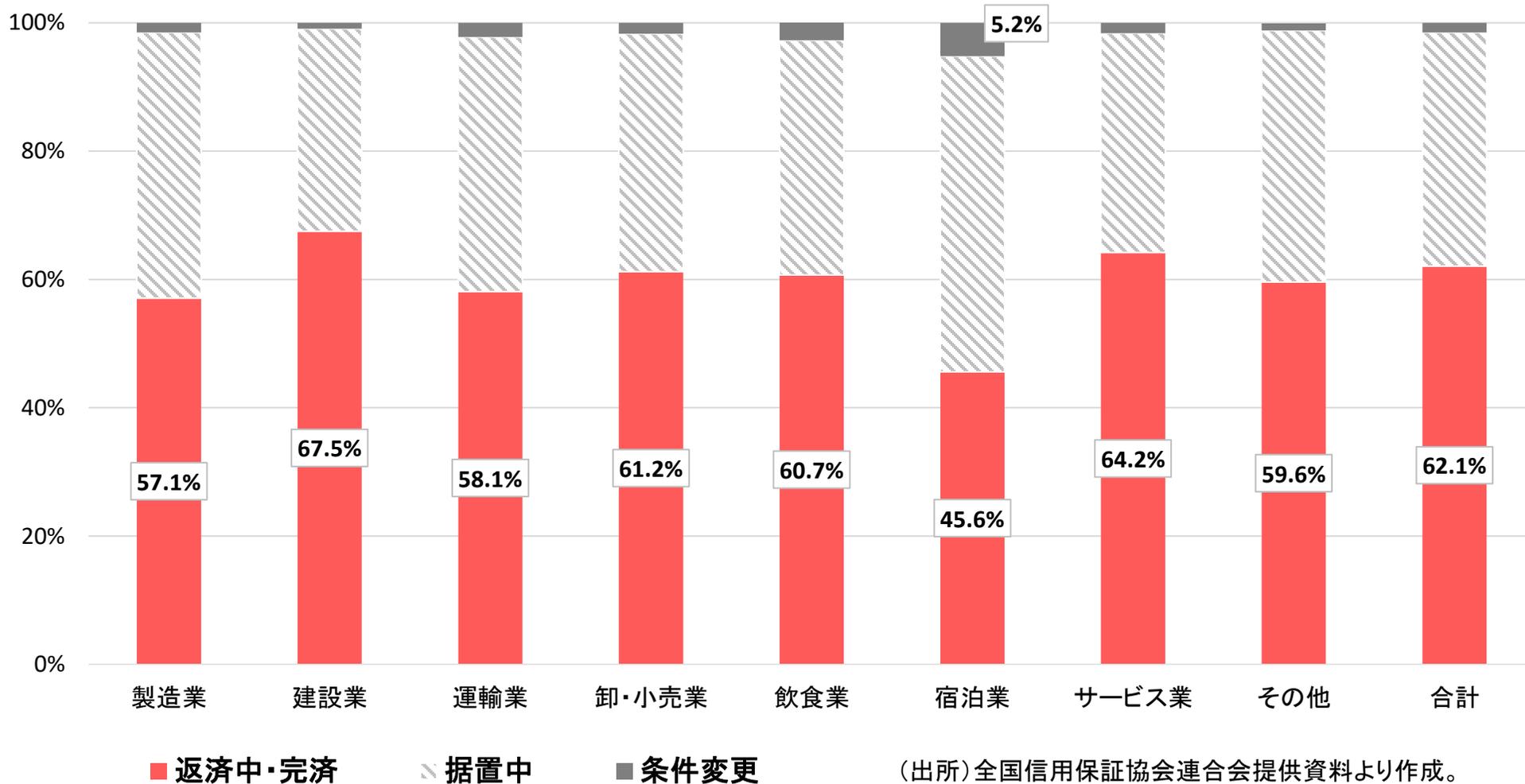
(注) 2021年3月末までに日本公庫（国民事業）のコロナ融資を利用した約70万先について、2022年6月末時点それぞれの返済状況を記載。

(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成。

# 民間ゼロゼロ融資の返済状況（業種別）

- 民間ゼロゼロにおいても、2022年9月末時点で**6割近くが返済中**。ただし、**宿泊業については、据置期間中と条件変更の比率が高くなっている**。

民間ゼロゼロ融資の返済状況（2022年9月末時点）

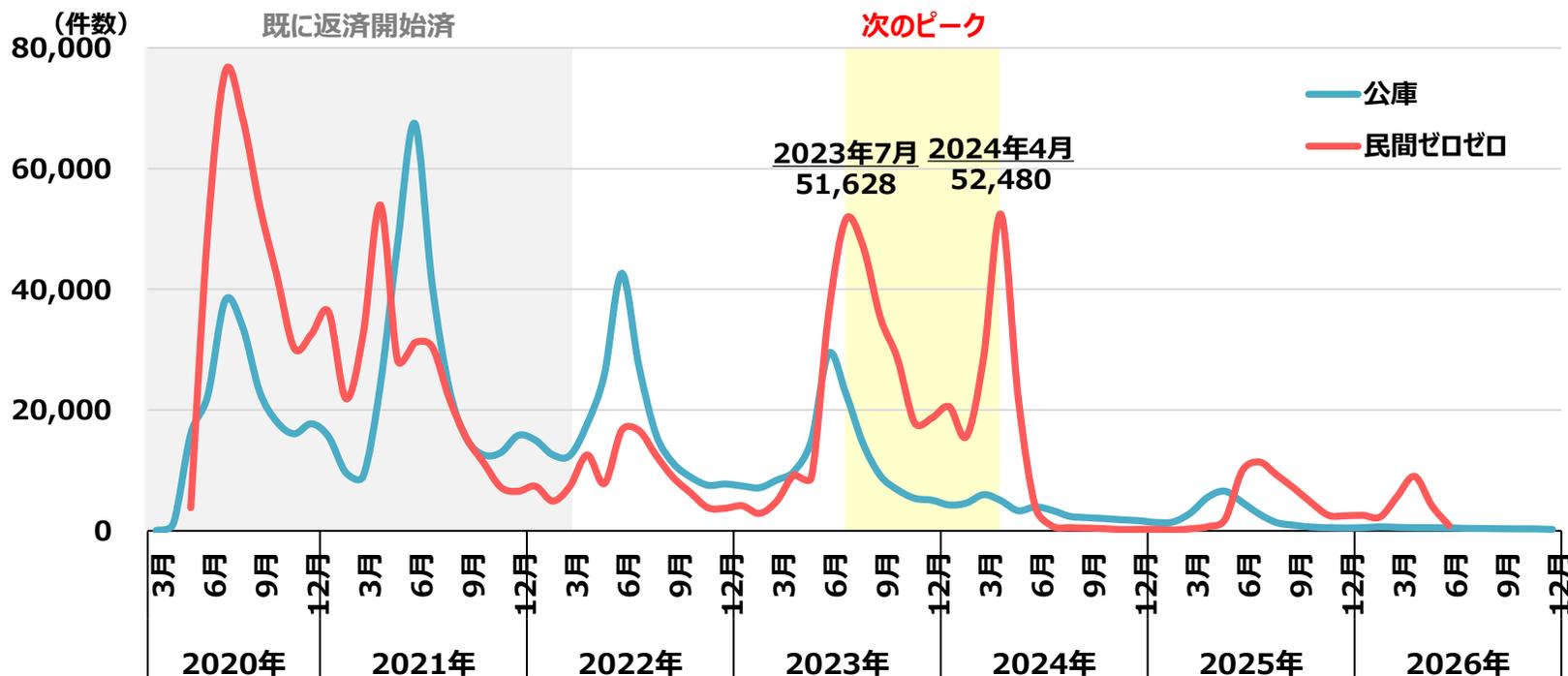


（出所）全国信用保証協会連合会提供資料より作成。

# 今後、コロナ関連融資の返済を開始する者は2023年7月以降に集中

- **日本公庫のコロナ融資**の返済開始時期のピークは**既に到来**（2021年6月,2022年6月）。  
（※）政府系のコロナ融資は借換可能。
- 他方、今後、**民間ゼロゼロ融資**の返済を開始する者の返済開始時期は**2023年7月～2024年4月に集中**。来年7月に向け、**借換の需要が増える可能性**があり、対応を検討する必要あり。  
（※）制度開始直後の返済開始のピークは、念のために民間ゼロゼロ融資を借りた者が返済を行ったことが要因と考えられる。

コロナ関連融資の返済開始時期の実績と見通し（2022年3月末時点）



(\*1) 民間ゼロゼロの数値は、日本政策金融公庫における保険引受件数。すべて、2022年3月末時点の数値。

(出所) 日本政策金融公庫、信用保証協会連合会提供データより作成。

# 新たな借換保証制度のイメージ

- コロナ融資の返済負担の軽減を図りつつ、収益力改善を促す保証制度とするため、**金融機関による伴走支援と経営指標の向上目標を設定した経営行動計画書の作成**を条件とする。
- **保証料は低水準**に設定（例えば、セーフティネット保証4号を取得した者の借り換えの場合は、0.2%）。
- 民間ゼロゼロ融資からの借り換えだけでなく、**他の保証付融資からの借り換えや新たな資金需要にも対応**するため、保証限度額を1億円（民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円）に設定。
- **100%保証の融資は、100%保証での借換**が可能。
- 保証期間は10年以内（据置期間5年以内）。
- **売上が一定程度減少した事業者に加え、利益率が一定程度減少した事業者**も対象。

# 1. 前回の御指摘事項

○経営者保証解除に積極的な金融機関の取組

# 2. 信用補完制度を活用した経営者保証改革

# 3. 物価高克服・経済再生実現のための総合 経済対策

# 4. 御議論いただきたい論点

# 御議論いただきたい論点

- ① 信用補完制度という官民連携ツールを活用し、事業者が経営者保証の提供の有無を選択できる環境の整備を進めるため、信用補完制度において経営者保証の機能を代替する手法を整備し、その活用を促していくべきではないか。
- ② 信用保険制度の新規引受件数の9割を占める無担保保険を中心に、信用保証制度において、経営者保証GLのすべての要件を充たしていなくとも、一定の要件を充たしていれば、保証料率の上乗せという代替的な手法を活用することで経営者保証を解除できる制度を整備してはどうか。  
その際、「一定の要件」については、中小企業にも経営規律・ガバナンスのに関する取組を求めていく観点から、経済情勢に左右されることなく自身の取組次第で実現可能であること、客観的・具体的な目標であることが必要。  
このため、例えば、( i ) 法人から代表者への貸付がないこと、( ii ) 決算書類や試算表・資金繰り表等の財務書類を金融機関に提出していることを要件としてはどうか。  
(注) 上記措置を講じた場合でも、現行の経営者保証解除の仕組みの要件を満たしている事業者については、保証料率の上乗せという代替的な手法を活用することなく、経営者保証を解除することができる現行の取扱いを継続。
- ③ 流動資産担保保険は、足下の利用件数も低迷している中、経営者保証の機能を代替する手法としての活用を促していく観点から、現在はほぼすべての案件で徴求している経営者保証について廃止してはどうか。
- ④ 上記の取組による信用収縮を防止するとともに、民間における取組浸透を促すために、プロパー融資における経営者保証の解除をはじめとする条件を設定した上で、現在は原則禁止されているプロパー融資について、経営者保証に依存しない融資慣行確立という政策目的に鑑み、一部に限って、借換を例外的に認める制度をつくってはどうか。その際、官民でリスクを分担し、モラルハザードを防止する観点から、借換可能額に上限を設けるといった点を検討すべきではないか。